（地域脱炭素化促進事業計画の認定の特例）

第二十二条の四　地方公共団体が、単独で又は当該地方公共団体以外の者と共同して、地域脱炭素化促進事業計画を作成し、又は変更しようとするときは、第二十二条の二第一項又は前条第一項の規定にかかわらず、当該地域脱炭素化促進事業計画について当該地方公共団体が計画策定市町村の長と協議し、その協議が成立することをもって、第二十二条の二第三項又は前条第一項の認定があったものとみなす。

２　第二十二条の二第四項から第十七項までの規定は、計画策定市町村が前項の規定による協議を受けた場合について準用する。

（温泉法の特例）

第二十二条の五　認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため温泉法第三条第一項又は第十一条第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、これらの許可があったものとみなす。

（森林法の特例）

第二十二条の六　認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って対象民有林において第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため森林法第十条の二第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。

２　認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って保安林において第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため森林法第三十四条第一項又は第二項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、これらの許可があったものとみなす。

（農地法の特例）

第二十二条の七　認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があったものとみなす。

２　認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組の用に供することを目的として農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があったものとみなす。

（自然公園法の特例）

第二十二条の八　認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って国立公園又は国定公園の区域内において第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため自然公園法第二十条第三項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。

２　認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って国立公園又は国定公園の区域内において第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組のため行う行為については、自然公園法第三十三条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

（河川法の特例）

第二十二条の九　認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って第二十二条の二第二項第四号の整備のため河川法第二十三条の二の登録を受けなければならない行為を行う場合には、当該登録があったものとみなす。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例）

第二十二条の十　認定地域脱炭素化促進事業者（第二十二条の二第一項若しくは第二十二条の三第一項の規定による申請又は第二十二条の四第一項の規定による協議において廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第一項又は第十五条の三の三第一項の認定を受けることを希望していた者に限る。）が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って第二十二条の二第二項第四号の整備に係る行為として熱回収を行う場合には、これらの規定による認定があったものとみなす。

２　認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って指定区域内において第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組のため行う行為については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十九第一項の規定は、適用しない。

（環境影響評価法の特例）

第二十二条の十一　環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二章第一節の規定は、認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う第二十二条の二第二項第四号の整備（第二十一条第六項に規定する都道府県の基準が定められた都道府県の区域内において行うものに限る。）については、適用しない。

（援助）

第二十二条の十二　国及び都道府県は、市町村に対し、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

（指導及び助言）

第二十二条の十三　計画策定市町村は、認定地域脱炭素化促進事業者に対し、認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる第二十二条の二第二項第四号の整備、同項第五号の取組並びに同項第八号イ及びロに掲げる取組の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

（報告の徴収）

第二十二条の十四　計画策定市町村の長は、認定地域脱炭素化促進事業者に対し、認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる第二十二条の二第二項第四号の整備、同項第五号の取組並びに同項第八号イ及びロに掲げる取組の実施状況について報告を求めることができる。

第二十三条の見出し中「排出抑制等」を「排出削減等」に改め、同条中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第二十四条の見出し中「排出抑制」を「排出削減」に改め、同条第二項中「抑制」を「量の削減」に改める。

第二十五条の見出しを「（排出削減等指針）」に改める。

第二十九条の見出し中「記録等」を「公表等」に改め、同条第一項中「ついて」の下に「、遅滞なく」を加え、「電子計算機」を「、電子計算機」に改め、「記録する」の下に「とともに、当該ファイルに記録された事項を公表する」を加え、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条第四項中「遅滞なく」の下に「、環境省令・経済産業省令で定めるところにより」を加え、「事業所管大臣に通知するとともに、」を削り、同項を同条第三項とする。

第三十条及び第三十一条を次のように改める。

第三十条及び第三十一条　削除

第三十二条第一項中「第二十九条第四項」を「第二十九条第一項及び第三項」に、「公表され、又は前条の規定により開示される」を「公表される」に改め、同条第三項中「経済産業大臣は」の下に「、遅滞なく」を加え、「電子計算機」を「、電子計算機」に改め、「記録する」の下に「とともに、当該ファイルに記録された事項を公表する」を加え、同条第四項から第六項までを削る。

第三十三条中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第三十四条中「、第六十三条及び第六十五条」を「及び第六十四条」に改める。

第三十六条第一項並びに第三十七条第二項第二号及び第四号中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第三十八条第二項第一号中「現状及び」を「現状、」に、「について」を「及び温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、事業者及び住民に対する」に改め、同項第二号中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第三十九条第二項第一号中「現状及び」を「現状、」に改め、「重要性」の下に「及び温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置」を加え、同項第二号中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。